

第21回世田谷区農業委員会総会

日：令和4年4月28日（木）

場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

第21回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時 : 令和4年4月28日(木) 午後3時から

開催場所 : 世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員 : 会長 宋戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、大塚信美、石井朝康、海老澤健、岩本敏行、三田浩司、橋本正志、野島秀雄、細井誠一、志村秀典、植松智、加々美栄一、鈴木利彰、石井勝、宮川喜久、本澤絢子、いたいひとし、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員 : 苅部嘉也

出席の職員 : 事務長 黒岩さや香、事務次長 荒井広司、主事 吉田健彦、主事 岡田英朗、主事 関智秋、主事 伊藤公弥

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について 【該当なし】
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査について
5. 協議事項
 - (1) 令和4年6月の総会日程（案）について
6. 報告事項
 - (1) ふれあい農園の開催について
 - (2) 令和4年度農業委員会活動計画
7. その他
8. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、第21回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に、少しお時間を頂戴いたしまして、既に3月に紹介させていただいておりますけれども、区の人事異動について新しく担当させていただく職員を紹介したいと思います。改めて、令和4年度における農業委員会の事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

○事務局 では、以上でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、本題に戻らせていただきまして、まず配付資料の確認をさせていただきます。

(配布資料確認)

それでは、次第の2の会長挨拶から進めていただければと思います。宍戸会長、よろしくよろしくお願いいたします。

○宍戸会長

(会長挨拶)

それでは、議事に入る前に、本日、委員の欠席でございますが、苅部委員が欠席となっております。ですが、本日、過半数以上の出席をいただきましたので、総会が成立することを報告させていただきます。

次に、本日の署名委員ですが、菅沼つとむ委員、大塚信美委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入りたいと思います。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。第2号議案は全て専決処理となっております。

転用届出等の内訳ですが、農地法第5条が4件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは初めに、農地法第5条の説明をさせていただきます。農地を農地以外のものにする場合、かつ、所有者の変更がある場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、

あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可を要しないとなっております。この届出につきましては、会長の専決処分としており、総会では事務所からの報告のみとさせていただいております。

それでは、資料No. 1-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-34。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 1-2をご覧ください。

受付番号3-5-35。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 1-3をご覧ください。

受付番号3-5-36。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 1-4をご覧ください。

受付番号4-5-1。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ご説明させていただきましたが、この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○真鍋委員 1件目なんですけれども、一般社団法人が持っていて、令和2年と届出が出されて、今回は認可保育所事業用地ということで社会福祉法人に譲り渡されるということですが、それまでは、この一般社団法人は、届出理由というか、何に活用するということだったですか。

○事務局 現況を変えなかった。所有者の変更はあったんですけれども、実際に建てられないで現況はそのままだったために、また改めて第5条の提出が必要になったと思われま。今回、実際に建てるに当たりまして、本来届出は要らないとは思うんですけれども、代表理事〇〇さん、同一人物かと思われまますが、その団体名と団体の場所が変わっている

ために第5条の提出がなされたと認識しています。

○真鍋委員 その第5条の提出が前にあったときには、届出理由というのはなかったんですか。

○事務局 前の届出理由ですね。前も同じで、認可保育所事業用地で出ていたそうです。ただ、実際には着工はされていなかったそうです。

○真鍋委員 例えば社会福祉法人が保育所を運営するというのは分かるんですけども、一般社団法人が届出理由は認可保育所ということで出していたということですか。

○事務局 今回はそういう申請になっています。

○真鍋委員 今度はそれをそうじゃなくて社会福祉法人でやりますよということですか。

○事務局 はい。

○真鍋委員 分かりました。

○宍戸会長 ほかによろしいでしょうか。ご意見がありましたら。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、第2号議案は終了いたします。

それでは、続きまして(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが7件、都市農地円滑化法に基づく事業計画の決定審査についてが1件ございます。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

1件目、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○岩本委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成いただきましたので、証明書を発行することにいたします。

それでは、次に2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.2-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました橋本正志委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○橋本委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 賛成多数と認めまして、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.2-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○鈴木委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。ご意見よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.2-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○海老澤委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.2-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、6件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.2-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました野島秀雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○野島委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。この件について意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員賛成いただきましたので、証明書を発行させていただきます。

次に、7件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.2-7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○岩本委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

○海老澤委員 作物は、ハクサイとかはないんですか。主に野菜ですよ。ネギとか。

○岩本委員 ネギ、今ちょうどキャベツが作付されておりました。すみません。

以上です。

○宍戸会長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかにないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成いただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査について審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、こちらは、貸借滑化法を利用して、生産緑地を借りて体験農園を設置することについての申請となります。

それでは、お手元の資料No.3をご覧ください。第3号議案都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査について。

(事務局より、制度、申請内容などについて説明)

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました三田浩司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○三田委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

○海老澤委員 さっきご説明いただいた簡易トイレというのは、排水の配管がついているんでしょうか。それとも、動かせるものですか。

○三田委員 動かせるものです。工事現場であるやつです。

○海老澤委員 分かりました。

○宍戸会長 ほかにはございますでしょうか。

○宮川委員 参考のために2点ほど教えていただきたいと思います。

契約書の第2条、賃貸借の期間は3年とすると。法定更新は適用されず、返還すると。第11条に6か月前は延長することができる。非常に面倒くさい書き方をしているんですけども、こういう書き方が本来のものかどうかということ。

次は、賃料が平米〇〇円というふうになっておりますけれども、これは何を根拠にこのような金額を算出されたのかという、以上2点です。

○事務局 事務局から回答させていただきます。

この契約書の書き方につきましては、国のもともとの記載例がほぼこういう記載になっているそうです。ですので、回りくどい言い方と言われると確かにそのとおりなんですけれども、これが一つの形としか言いようがないのかな。申し訳ないですけども。

あと、賃料の方なんですけど、これは当事者とJAさんとの間の契約の金額になりますの

で、その内容、根拠までは私どもは把握しておりません。

○宍戸会長 よろしいでしょうか。ほかにご意見等はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかに意見がないようですので、採決させていただきます。

都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、事業計画を決定することといたします。

以上で都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査についての審議を終わります。

これをもちまして第3号議案の審議を終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和4年6月の総会日程(案)について審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.4、令和4年6月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、5月31日火曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室での開催が決定しております。

令和4年6月の開催日時につきましては、6月28日火曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎での開催を予定しております。

会議室につきましては、できる限り広い部屋を取りたいと思ひまして、今、調整中でございます。来月の委員会でお部屋については報告させていただけたらと思っております。

以上、ご審議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、総会の日程案については原案どおりでよろしいでしょうか。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 では、案のとおりと決定いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)、(2)について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第6の報告事項に参ります。

お手元の資料No.5をご覧ください。報告事項の1つ目は、ふれあい農園「梅のもぎとり」の開催についてです。内容につきましてはお配りした資料のとおりなのですが、開園日時が違っておりました、こちら5月21日土曜日とございますが、5月22日日曜日が実施日になりますので、申し訳ございません、訂正をお願いしたいと思います。その他の部分につきましては、こちら記載のとおりでございます。周知方法につきましては、5月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、資料No.6をご覧ください。2点目は、令和4年度世田谷区農業委員会活動計画についてです。

平成21年度に農地法の改正がなされまして、農林水産省からの指導により、毎年、各農業委員において活動計画を作成し、報告することとなっております。

今回の活動計画につきましては、昨年12月の総会にお諮りし、1月の総会で決定、2月の営農だよりにおいて本件を掲載する中で、一般の農家さんに意見を求めた結果、計画どおりに決定いたしましたことをご報告させていただきます。

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

次第7のその他について、何かございますでしょうか。

○事務局 それでは、海老沢委員からお願いします。

○海老沢委員 先にご説明いただいて、私の方は後で説明させていただきます。

○宍戸会長 お願いいたします。

○事務局 それでは、お配りいたしました農業用等施設の設置に関する判断状況についてですが、こちら、関から概要を説明させていただきたいと思っております。

○事務局 では、こちら図の概要を私から説明させていただきます。

皆さんご存じのとおり、生産緑地については、転用の制限が、行為の制限がかかっておりますが、そちらにつきましては、生産緑地法の第8条で定められております。第8条で行為の制限がかけられているんですけれども、第8条2項で、その中でも許可される行為、

施設等が記載されておりまして、そちらを図示したものがこちらの資料になります。

具体的には、生産・集荷施設、生産資材の貯蔵・保管施設、処理又は貯蔵に必要な共同利用施設、農作業に従事する者の休憩所、市民農園に係る施設、製造・加工・販売等施設というふうに定められております。さらに具体的に挙げたものが右側の施設となっております。

図の概要につきましては、以上になります。

○事務局 そうしましたら、さらに少し補足させていただきますと、その右側のところに、現在生産緑地である場所に設置できる施設の可否と、納税猶予を受けている生産緑地に設置できる施設の可否ということで、2段書きでさせていただいております。その下にその判断をどこでしているのかというところを記載しております。

まず、現在生産緑地である場所に設置できる施設の可否につきましては、まず農業委員会、こちらで農業用等施設に該当するかの判断というのをさせていただいているかと思えます。さらに、生産緑地法上認められるかの判断というもの、最終的に行政側として判断するというところの中では、都市農業課と都市計画課で判断をさせて決定をしておるという状況です。

次に、納税猶予を受けている生産緑地に設置できる施設の可否に関しましては、基本的には税務署が納税猶予を適用するかの判断を行っている状況でございます。ただ、農業委員会としても、適用を受けている農地について適切に営農を行っていることの証明というのは委員会の中で確認させていただいているということで、整理させていただいております。

今回、左の行に関しては先程、関から説明がありましたように、基準というものがあり、我々区で判断しているので、これまでのことを踏まえて○をつけていただいておりますけれども、税務署の判断については、過去の経緯を伺いますと、税務署独自の、こちらが想定していないような判断が出たケースがあるというように伺っていますので、基本的には税務署の判断ということで、こちらで○×をつけることは明らかに違うもの以外は難しいのではないかとということで今、空欄にさせていただいております。

ちなみに、生産緑地である場所に設置できる施設の可否の駐車場（常時駐車用）については○はついておりませんが、こちらについてはオーケーでなかった事例があるということで、そこはつけておりません。

下の※1のところに書いていますように、あくまでも目安であって、○となっている施設でも、規模や目的によって、許可が必要になる場合や設置不可となる場合もあるので、

基本的に設置をする際には農業委員会としても個別に確認していただいておりますし、我々の行政側の都市農業課として、もしくは都市計画課としても個別での確認をさせていただいているという状況があると。

また、※2については、設置する上での上限が別途定められているので、ここで○がついているからといってどのようなものもいいということではないということを※2のところに書かせていただいています。

私も来たばかりの中、関や荒井係長にいろいろ話を聞きながら今、説明をしてみたところなんですけれども、一応このような表が前回のお話の答えといたしますか、たたき台になり得るかなと思って作成した次第です。

以上です。

○海老澤委員 今ご説明いただいたこの資料は世田谷区で作られたものですか。

○事務局 そうです。

○海老澤委員 では、世田谷区農業委員会の事務局で作られたということですか。

○事務局 そうです。

○海老澤委員 東京都の資料から引っ張ってきたら、こういうことであるということですね。

○事務局 もちろん東京都の資料も……。

○海老澤委員 分かります。ここに生産緑地法第何条とか書いてありますから、根拠はそうだと思うんです。

○宍戸会長 よろしいですか。

○海老澤委員 なければ、私が作った資料を説明したいんです。

○事務局 先程の発言で少し不正確なところがあったということで、税務署の方も、基準自体は租税特別措置法の第40条の7第8項で基準はあるということなんですけれども、最終的な判断というのが税務署というところで空欄にさせていただいているというところですよ。

○海老澤委員 その租税特別措置法については、ここに何か書かれているんですか。別に今お話だけですか。

○事務局 どういうふうなことが書いてあるか。

○海老澤委員 内容を知りたいんですけれども。

○事務局 今、この表と書き方、項目の分け方が違うので、もしよろしければ、次回の

ときまでに……。

○海老澤委員 そうですね。それも出していただけるとより分かりやすいかなと思います。

○事務局 そちらの法文というのは、そのままコピーすることはできますよね。法文を出すことは可能ですので、それはお知らせします。

○宍戸会長 今、事務局から説明していただきました。この件についてほかにご意見がありましたら。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようでしたら、海老澤健委員から提出された書面についてご説明をお願いいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○海老澤委員 まず、これを説明する前に、私の経歴ですが、今、農業委員をやらせていただいていますけれども、前々回の農業委員を3年間やらせていただきまして、そのときはコロナがなかったので結構研修があったんですよ。もういろんな研修を出させてもらったりとか、いろんな資料を見せてもらったりとか、あと実際に自分で証拠も出して、それなりの全部のプロセスも知っていますので、もしかしたらここにおられる事務局さんよりもいろんなこと知っているかもしれません。

ここに書いてあることは、国とか東京都とかそういうところの資料と照らし合わせて、全部根拠があります。根拠を入れて作ってあるんですけども、私は事務局じゃないので、あえて根拠は書きませんでした。これは事務局の仕事です。ということで、話をさせていただきます。

これは現行という形なので、皆さんでまたこれから見て確認して、こうだよ、これでいいんだよと確認していただけるのが一番かなと思っております。

内容は1から8までに分けてあるんですけども、先月の農業委員会の総会のときに出させていただいた国交省の資料を基準にこういう形で分類させていただいて、8については国交省の資料にないので、私が持っている資料とか知っている知識の中で、皆さんが知りたいと思っている範囲だと思うので、書かせていただきました。

生産緑地で納税猶予地と非納税猶予地、納税猶予を受けていない生産緑地、そういう2つで、○は可能、×は不可能、△は確認を要する。ただし、△のところは備考で書かせていただきましたけれども、これらの施設で建築許可申請を伴う建物については全部×になりますということです。

1から順番に説明しますと、1は生産又は集荷に用に供する施設ということで、ビニー

ルハウスですね。これは納税猶予地も非納税用地も建てることができます。これは国交省の資料にも載っていますし、東京都の資料にも載っています。温室も同等です。育苗施設も同等です。農産物の集荷施設という形で、農業倉庫みたいなものなんですけれども、これは建築行為を伴うものは作れない。ただ、ビニールハウスみたいなところとか掘っ建て小屋みたいなところに置く分には、納税猶予地でも可能だと私は考えています。そして、当然、非納税猶予地では農業倉庫を作ることはできません。

2番は、これも倉庫関係ですけれども、さっき1の4)で言ったことと一緒にです。

3番につきましては、選果場みたいなところですが、これは納税猶予地ではちょっと無理だろうというのが私の認識です。非納税猶予地では可能ということで、世田谷区で作られた資料と一致しているところだと思います。

あと、休憩所につきましても、掘っ建て小屋みたいなすぐ外せるようなところは、よしず張り屋根を作ると、そういう簡易なものではできようという認識です。あと、講習施設というのは、これは建築行為を伴うと思いますので、これは無理だと思います。

そして、5番の生産緑地で生産された農産物等を主たる原材料とする製造・加工施設ということで、これは納税猶予地では×、非納税猶予地では○と。

6番につきましては、生産緑地内で生産された農産物等又は5項で製造・加工されたものを販売する施設、直売所ですね。これは1月の総会の際に報告させていただきました東大和の橋本農園さんでわかりますように、非納税猶予地では○で、納税猶予地が×です。ただし、屋台式な可搬型のものと、いつでもどけられるもの、それは○だと考えています。こういう可搬のものは世田谷区内の農地でも結構見られますので、納税猶予を受けているということです。

そして、農家レストランにつきましては、納税猶予地では×、非納税猶予地では○と。ただ、先日申し上げましたとおり、その農地で生産されているものを50%以上使わなきゃいけないという規定があるものですから、世田谷区じゃ無理だなという感触です。

8番については、トイレなんですけれども、先程、三田委員がおっしゃったような簡易なものにつきましては、納税猶予地ではできると。けれども、配管があるものはできないだろうと。配管があるものについて、建築行為を伴うかどうかというのがるので、これは確認が必要なかなと思っております。

高度利用のハウス（前面コンクリート張り）です。これは納税猶予地では×なんですけれども、非納税猶予地ではできると。そして、畑への進入路（コンクリート張り）ですけ

れども、これは去年の11月に東京農業会議の松澤さんをご説明いただいたように、これは範囲の規定があるんですけども、納税猶予地でも非納税猶予地でも可能です。

井戸につきましては、納税猶予地、非納税猶予地でも○ということです。

これは大分現場の形に近いかなということで作ったんですけども、何かご質問がありましたら。

○宍戸会長 ありがとうございます。

今ご説明いただきましたが、もしこの内容に対してご質問がございましたら、お願いします。

○菅沼委員 8番の4)、これはオーケーなんですか。

○海老澤委員 コンクリート張りの進入路ですか。これはこういうことなんですけども、この前の松澤さんの説明でもできましたよね。いいと言っていました。これは結構制限があるんですよ。だから、打つ場合には農業委員会の確認を取らなきゃいけないということです。でも、打つことはできるというのと、あと、私の管轄している範囲で、実際に打っている農家を見たことがあります。その農家の方に、納税猶予を受けていて進入路でコンクリートを打っているけれども大丈夫なのと言ったら、税務署に何も言われていないよという回答だったんです。

だから、その方が打ったときに、どういう経緯か、お父さんの代に打たれたので、確認はできなかったんですけども、可能だと思っています。

○菅沼委員 税務署の方が人によっては駄目だという人もいらっしゃるかもしれない。

○海老澤委員 そうですよ。だから、打つ前に、グレーのところは当然、農業委員会に相談する。税務署にも相談する。そういうことを取らないと後で損してしまうかなという感じがします。でも、これはできます。

○高橋会長職務代理者 できます。私もやっています。

○菅沼委員 人が替わると分からないよ。

○高橋会長職務代理者 全然大丈夫です。

○菅沼委員 意地悪い人が来たり……。

○高橋会長職務代理者 大丈夫です。

○宍戸会長 今の最後のご質問の中で、納税猶予を受けて、受けている人が亡くなった後に、次に納税猶予を受けるとなった場合に、コンクリートだったりそういうものも外せという可能性はあると聞いておりますので、ですから、その方がやっている間はコンクリ張

りしていても通るということは聞いているんですが、次のときには、その場所を元に戻して納税猶予を受けなくてはいけないという規定はあるようで、そこのところをもう1回調べて、確かそのようなことを聞いているようです。

○高橋会長職務代理者 私は納税猶予を受ける前に作ったんですよ。別に大丈夫だったので。

○海老澤委員 それで、私が管轄しているところも、お父さんの代に打って納税猶予を受けているので、同じだと思います。それは、税務署の方から何か言われたときに、ちゃんと説明しなければいけないんですよ。それは、こういう規定があります。私も今これを持っているんですけども、国の資料にも書いてあります。国の機関が出したところに、打っていいよというように書かれています。皆さんは知らないでしょう。だけれども、私が調べたらこういうのがありました。

だから、本当はそれを言わなければいけないし、農業委員会も農家の方にちゃんと説明しなければいけないと思う。税務署にそういうふうに言われたら、こういう根拠がありますよ、だから残させて下さい、いいでしょうと言えなければいけない。

○宍戸会長 今、海老澤委員が言われた、そういう許可を受けている部分はこれから問題が出てくると思うんですよ。そのときに指定ができてこうなっているというものは、やっぱり農業委員会もそれに対しては税務署に言えるような形をこれから取っておいて、記録しておいて、そういう場合があったときにはこっちから説明するような形ができればと思います。

○事務局 1点よろしいですか。私どもでその通知に関して、以前に1回確認して、税務署とその通知とのそごみみたいな情報もあったようなので、次回までにその通知に関して再度確認させていただいてよろしいですか。

皆さんでこの場で情報交換していただくことはとてもよろしいことだとは思いますが、ぜひやっていただきたいんですが、農業委員会として、区として、区の行政委員会という農業委員会として出すということになると、やはり場合によっては皆さんに不利益を及ぼしてしまうような、間違っただけを表明してしまうようなことがあるととんでもないことになってしまいますので、確認させていただいて、また次回にその結果をお話しさせていただければと思います。

○海老澤委員 その書面というのは、今どういうものを確認されるつもりなんですか。

○事務局 今、平成14年と平成31年に通知があるそうなんですけれども、平成14年の通知

については、農林水産部門と税務部門が協議をして出した通知だから税務署は認めているけれども、平成31年に出している通知に関しては、税務部門と協議がないので、関知していないというようなお答えを一度いただいているみたいなので、税務はその部分を考慮していないみたいなお話があるという話もあるので、我々で再度確認しまして、状況を確認してまたお伝えできればと思います。

○海老澤委員 それは国の機関の資料ですよ。

○事務局 国が出したものです。

○海老澤委員 私は持っています。

○事務局 14年と31年の。

○海老澤委員 それを確認するときに、確認していると思いますけれども、必ず東京都農業会議とリンクした回答にしてください。世田谷区だけこうだというような回答はやめて下さい。世田谷区だけこうなんていうのはあり得ないんですから。この前の東大和市の直売所の件と同じことになってしまう。

○事務局 分かりました。

○海老澤委員 必ずそういうことをチェックして下さい。

○橋本委員 ただいまの海老澤委員が言われた、まだ封印されているような感じの内容なんですけれども、簡単に言うと、車の出入口的な様相のところにコンクリート舗装というか、そういう形の内容については、要はそれをどういうふうにするかと。もしそのコンクリート等の打設をしないとこういうふうには困りますよ、できませんよというその辺の理由が先方、税務署に納得していただければ許可になっているんじゃないかなと、そういう意味で許可になっているんじゃないかなというふうに考えます。

それはどういうことかといいましたら、例えば道路に対して畑の地盤が高いと。例えば高いから雨でも降ればなかなか滑っちゃって車が上がることができない、機械もそうですけれども、できないよと。あるいは、土がそのところから道路に流れてしまいますよと。そういうことで、絶対にと言ってはおかしいんですけれども、作業ができにくいからこういうふうにはやらなければいけませんよと。それは生産緑地を維持するために絶対必要なものですよと。

そういうこととか、あるいは平らだったらどうなりますかと。平らでも、例えば雨が降って車の出入りがあったら、軟らかければ、何もやっていなければ、はまってしまって動けなくなってしまいますよと。出るときも、やっぱり道路に今度はその土が、わだちがず

っと汚く汚してしまいますよと。そういう状態ですよと。

それで、前に1回、1年ぐらい前にお話ししたことがあるんですけども、そういう状態でありますから、もしあなたが農業をそこでやるとしたら、こういう状態でできますかと。そうじゃなくて、やっぱりそれは、道路を汚したり作業ができにくいとかそういうことがありますので、そういう車の出入りというか機械を入れるところについては、そういう施設というか舗装等をやる必要がありますよと。そういうことをちゃんと訴える必要がありますし、それを、こういうところかどうか分かりませんが、ちゃんと示せばいいんじゃないかなと私は思いますので、ほかのことについても、こういうことで私たちはこういうことでなければいけませんよ、だからこれが必要ですよというふうな必要理由で、こういうふうに整理された資料に付け加えるような補足説明というか、そういうのをやっていただいた方がすごく分かりやすく、いちいちそれを税務署等に相談しなくてもできるというような感じになるんじゃないかなと考えます。

以上です。

○宍戸会長 いい意見をいただきました。これも税務署に説明するときにこういう状況なんだということは説明してやれば、税務署が許可すればそれで通る訳ですから、今の部分も併せて、そういう場合になったときには、後々問題にならないような形を取って、よく話し合いをして了解を受けることがまず必要だと思います。

それと、先程の件は調べていただいて、また報告していただくということでよろしいでしょうか。

○海老澤委員 あと、この私が作ったものと世田谷区で作られたもの、これを融合して、あと、これに何か皆さんが気になっている、足りない項目とかがあったら入れていただいて、皆さんで確認して整理するという形を今後もやっていければなと思っております。よろしく願いいたします。

○宍戸会長 ありがとうございます。本当にこういう話はいろいろとあります。これをやっぱり私たちがこうやっていろいろと話し合いながら意見を出したり結果を求めたりすることが必要だと思いますので、ぜひ何かあったときにはこういう場を持って、皆さんで納得した方向性を決めて理解するということをしていただきたいと思います。

○事務局 今、融合するというお話があったんですけども、先程申しましたように、この○×をつけられるかどうかについては税務署で再度確認させていただいた上で、このような出し方が……。

○海老澤委員 ちょっとおかしいというのは、こういう話をするたびに税務署とか都市計画だとか、そういうふうな方に振る話ばかりになってしまうんですけども、農業委員会として農地法、生産緑地法、あと納税猶予関係の決まり事、そういうことを主体にしてやってもらいたいですよ。どこかに振ってしまうと、帰ってくるまでとても時間がかかりますよね。それでいつになっても答えが出ないという形になってしまうので、それは税務署とか都市計画課をまず外して下さい。ここは農業委員会なので、それをお願いしたいんですけども。

○事務局 ただ、こちらで例えばまとめたものが独り歩きしたときに……。

○海老澤委員 それで最終的に税務署に確認するんだったらいいんですけども、まず最初に税務署、都市計画課、それを入れてしまうと、いつになっても決まらないし出てこないの、ここは農業委員会なんですから、農地法、生産緑地法、納税猶予の関係、国の法律、それにのっかって作って下さい。でないと、いつになっても終わらないですよ。それは時間の無駄遣いですから、それはやめてほしいんです。

それができてから税務署に持っていきなりするのはありだと思います。そうしないと本当に終わらないですよ。いつまでたってもだらだらやって。それはできるでしょう。だから、税務署に相談に行くとか、それは全部後です。農業委員会としてのスタンスでやらなければいけない。

○事務局 それは案という形ということですか。

○海老澤委員 案で、それができたら東京都農業会議とかそういうところに確認していただきたいんです。そういうこともできるでしょう。

○真鍋委員 さっきそう言ったじゃないですか。それでいいじゃないですか。

○海老澤委員 それがみんな必要なんです。

○事務局 案という形でまとめて確認するということですね。

○真鍋委員 さっきせつかく言ったのに、もう1回言うからおかしくなってしまう。

○海老澤委員 それを税務署とかほかの機関に振るなんていうのはちょっと邪道だと思います。

○菅沼委員 振ったとしたって、出してこないから。

○海老澤委員 答えなんか出てこないよ。

○橋本委員 今、海老澤委員が言われましたように、税務署は法律を解釈してこうだというふうな判断をする部署だと思うんですよ。ですから、農業委員会としては、こういうも

のはこうですという趣旨の法律を私たちが解釈して、こうでいいんじゃないかということの内容をまず出して……。

○事務局　うちの案として出すということですか。

○橋本委員　出して、それを個別にいろいろ、今まで問題があったようなものについては、また税務署によってばらつきがあったりそういうこともあるでしょうから、その辺をチェックするのはいいですけども、税務署自体も、言わば法律の番人なんじゃないかと思うんですよ。だから、国土交通省のこういう税法上のあれは、やっぱり私たちが案を作ってやったらいいんじゃないかというのが私の意見です。

○宍戸会長　いろいろとご意見が出ているんですが、結局は一つの問題が、これが完全にできない、できるという判断は、やっぱりその場にならないと分からない。ただ、農業委員会は、これをこうしたいというもの、それに対して回答ができない、できるという判断ができない部分がありますよね。それに対して農業委員会でこれはこうしてもらいたいという形で問題が出て、それに対して税務署だったり国に意見として出すとか、そういう形にするということによろしいんですよね。

○海老澤委員　そうしないと効率的にはできないですよ。いつになっても問題が解決しないです。それでいいと思います。

○真鍋委員　課長が来られる前に、農業会議の方に来てもらって、こういう件でいろいろお話を受けたんです。農業会議の方はこれは通るはずだと言われたけれども、現実には世田谷区の農業委員会はこれは無理だというような事例があったんです。だからそれを統一して、農業会議ともよく話して、それで国のさっき言った14年と31年のそごとか、そういうものを整理した上でやりましょうよということをさっき課長は言ってくれたじゃないですか。それをまた、さっきせっかくそこでまとまったのに、また戻って税務署とかと言うから話がややこしくなったんだから、東京都農業会議と話して下さいよ。

○事務局　真鍋委員、農業会議と世田谷区との共同見解みたいな内容でよろしいですか。

○真鍋委員　というか、いいよ、聞かなくても、それを聞くとさっき課長の自らお口でそうしますと途中で言ってくれたから了承したんだよ。だけれども、またそれを翻ったことを言うから話が分からなくなってしまう。

○事務局　うちとして判断ができるかどうかも含めて、確認した上で次回。

○海老澤委員　もう1回、大体これで整理できたと思うんですけども、国がいいと言っている、資料もある、東京都農業会議もそれを認めてできると言っている、世田谷区だけ

でできないなんてあり得ないでしょというという話、そういうことです。東大和市は実はやっている、だけれども、知らないからできないと言っていた世田谷区はおかしな話だなと。それでいろんな問題が出てきた。

○事務局 先日の話も含めて、もう一度私も確認して、次回またいいですかね。

○事務局 お願いします。

○海老澤委員 これは終わりでもいいでしょう。

もう1個聞きたいことがあるんですけども、先月の農業委員会のために、最後の方で荒井次長が引き続きの調査に行ったときに農家に相談を受けたという話がありましたよね。先月の農業委員会の総会で、引き続きの申請の農家に調査に行ったという話がありましたよね。行ったときに、何か建てたいんですけどもと相談された。

○事務局 どなたの件ですか。

○海老澤委員 先月の農業委員会の総会のために荒井次長が引き続きの農家のところで何かを建てたいという相談を受けられたという話をしたんです。

○事務局 先月、引き続きは複数回あると思うので、それがどなたの件かというのが分かれば、またより具体的にお話しできると思うんですけども、どなたの件か覚えていますか。

○海老澤委員 いや、名前は言われていないので。そういう話はしていませんでしたっけ。

○事務局 ごめんなさい、私は記憶にない。

○海老澤委員 なら、いいです。

○菅沼委員 議事録はないの。

○真鍋委員 そこにあるよ。

○海老澤委員 先月の。いいですか。

○真鍋委員 俺は署名してもう返した。

○海老澤委員 ちょっと見せてもらって。

○真鍋委員 それをもらって、次回にしたら。

○海老澤委員 次回にします。時間がかかってしまうので。

○宍戸会長 いろいろとご意見いただきましてありがとうございます。

これをもちまして本日の農業委員会の協議事項、報告事項を全て終了いたしました。

では、最後に高橋職務代理より閉会の言葉をよろしく願いいたします。

○高橋会長職務代理者

(会長職務代理者挨拶)

それでは、これにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後4時30分閉会

この議事録は、令和4年4月28日(木)開催の第21回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 穴戸幸男